

○倉敷市高梁川流域圏内企業連携型商品開発事業補助金交付要綱

平成28年7月22日

告示第483号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の中小企業者等と高梁川流域圏の中小企業者等が連携し、地域資源を活用した新商品の開発を行う場合に必要とする経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、新たな事業展開等を応援し、もって、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、圏域全体の経済成長に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において「中小企業者の団体」とは、次の各号のいずれかに該当し、その構成員の2分の1以上が中小企業者であるものをいう。

(1) 事業協同組合

(2) 商工組合

(3) 企業組合又は協業組合

(4) 地域産業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体であって、規約等から市長が適当と認める団体

3 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業者及び中小企業者の団体をいう。

4 この要綱において「高梁川流域圏」とは、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。

5 この要綱において「本市の中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等をいう。

(1) 本市内に住所及び事業所を有する個人

(2) 本市内に主たる事業所を有する会社

(3) 本市内に主たる事務所を有する中小企業者の団体

6 この要綱において「高梁川流域圏の中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する

中小企業者等をいう。

- (1) 高梁川流域圏のいずれか一の市又は町内に住所及び事業所を有する個人
 - (2) 高梁川流域圏内に主たる事業所を有する会社
 - (3) 高梁川流域圏内に主たる事務所を有する中小企業者の団体
- (交付対象)

第3条 補助金は、別表に規定する補助対象事業に必要な経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて交付する。ただし、対象経費には、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税、源泉所得税及び公証手数料相当額を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が実施する事業については、補助金を交付しない。

- (1) 同一の事業に対して、本市、高梁川流域圏のいずれか一の市若しくは町又は他の団体から別に補助金の交付を受ける者
 - (2) 市税又は町税を滞納している者
 - (3) 公序良俗に反する事業を行っている者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が不相当と認めるもの
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定及び別表の規定により算出して得た額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第5条 補助事業の1会計年度における補助金の交付は、1中小企業者又は1中小企業者の団体につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする本市の中小企業者等又は高梁川流域圏の中小企業者等は、所定の交付申請書を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助事業の着手時期)

第7条 補助事業の着手時期は、次条の規定による交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、市長において補助事業の性格上又はやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により補助金を受けようとする者は、前条の交付申請書に、所定の事

前着手理由書を添付しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の決定通知書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、当該交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は対象経費の総額を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 市長において、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると認める場合

(2) 対象経費の総額を20パーセント以内で増減する場合

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、

所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

(財産の処分及び管理)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、所定の財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(実施結果の事業化)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施結果の事業化に努めなければならない。

(協力及び情報の公表)

第18条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年11月30日告示第724号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月14日告示第150号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第162号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日告示第79号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の倉敷市高梁川流域圏内企業連携型研究開発事業等補助金交付要綱の規定により研究開発事業に係る補助金の交付を受けた者に係る財産の処分及び管理その他の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

補助対象事業	本市の中小企業者等及び高梁川流域圏の中小企業者等が連携して行う地域資源を活用した新商品の開発
対象事業者	本市の中小企業者等又は高梁川流域圏の中小企業者等
補助率	3分の2
限度額	50万円
対象経費	原材料費，機械装置費，工具器具費，外注費，技術指導受入費，市場動向調査費（謝金，旅費，委託費）

備考

- 1 この表において「地域資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 本市若しくは高梁川流域圏の特産品として認識されている，又は将来認識されることが期待される農林水産物又は鉱工業品
 - (2) 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術

- 2 市場動向調査費の対象経費の上限額は、全補助対象経費の3分の1以内とする。